

各手引の適用場面

	事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引（旧「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」）	経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引	事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引
事業再生（事業継続）する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（再生支援協議会等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×
事業清算・廃業する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（破産や特別清算等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×

※一体型や保証人単独型は、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理を行うことを前提にしています。

※「保証人が特定調停を利用しない」ケースは、保証人が存在していない場合も含まれます。